

北広島町上空における米軍機によるフレアの発射について

平成29年11月8日
防衛省

1. 経緯

- 10月11日の午後、米海兵隊岩国基地所属のFA-18が、広島県北部の空域において、フレア発射を伴う飛行訓練を実施。
- 米側に対して、事実関係等について確認したところ、米側から得られた情報は以下のとおり。

2. 米側からの回答

- 10月11日の午後に実施した、フレア発射を伴う訓練の詳細について
 - ・ 訓練は2機のFA-18が参加し、広島県北部の空域の地上225m（約740ft）において、模擬のフレア（SM-875B）を発射。
 - ・ 模擬のフレアは計画通り燃焼して2、3秒のうちに消滅し、地上の人間や財産に危険を及ぼさなかった。
- フレアの発射を伴う訓練の目的等
 - ・ 日本において、米軍機は、実際の戦闘状況で敵のミサイル等の脅威に即座に対応することを確実にするため、模擬のフレアを使用して、対抗手段を練習している。この訓練は、公共の安全に妥当な考慮を払い行われ、航空機のパイロットと乗組員の生命を守るために不可欠なもの。
- フレアについて
 - ・ フレアは高温かつ即座に燃焼し、燃料がなくなりわずか数秒で自発的に消滅する。
 - ・ フレアは空中で完全燃焼するよう、航空機が地上から150m（500ft）以上にいるときのみに使用される。
 - ・ 模擬のフレアは実際のフレアより燃料が少なく、実際のフレアほど高温または長時間の燃焼はしない。
 - ・ 模擬のフレアの火花の構成物は、約11gのマグネシウム - テフロン - バイトンであり、これは1950年代から使用される一般的な火薬の混合物。
 - ・ 適切な高度で安全に使用された模擬のフレアは、人体や環境に対し危険や環境上の害を及ぼすことはない。

3. 今後の防衛省の対応

- 防衛省としては、米軍が実施した訓練を確認していたわけではなく、また、同種の模擬のフレアを保有していないことから、詳細にわたる検証はできないものの、米軍は、公共の安全に一定の考慮を払いつつ、本訓練を実施していたものとする。
- 引き続き、米側に対し、米軍の飛行訓練に際しては、安全面に最大限の考慮を払うよう要請するとともに、地元住民に不安を与えるような訓練を陸地上空では実施しないよう求めていく考え。